

昭和二十一年四月二十四日會議議案

秘

昭和二十一年四月二十四日	決議
昭和二十一年四月二十七日	公布
勅令第二百四十二號	

外地等職員ノ歸還ニ伴ヒ要スル經費等支出ノ件 参照添附

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ枢密顧問ノ諮詢ヲ
經テ帝國憲法オ七十條オ一項ニ依リ外地等職員ノ
歸還ニ伴ヒ要スル經費等支出ノ件ヲ裁可シ之ヲ
公布セシム

御名 御璽

昭和 年 月 日

内閣總理大臣
各國務大臣

新令等 概
昭和三十一年度一般會計ノ歳出トシテ左ニ掲グル經費ヲ支

一 外埠等職員ノ歸還ニ伴ヒ要スル經費

二 復員ニ關スル經費

三 艦載處理ニ要スル經費

四 石炭價格謝救正補給金

五 船舶運賃會補助ニ要スル經費

六 掃蕩輸送ニ要スル經費
附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

五千萬圓

八億二千萬圓

五億圓

三億二千五百萬圓

一億五千萬圓

二億七千八百萬圓

外地等職員ノ歸還ニ伴ヒ要スル經費等支出
ニ関スル勅令制定ノ理由説明

外地等職員ノ歸還ニ伴ヒ要スル經費等支出ニ関スル勅令
案ニ付其ノ要旨ヲ即説明申上ケマス。

今回勅令ニ依リ支出セント致シマスル經費ハ

外地等職員ノ歸還ニ伴ヒ要スル經費 五千萬圓

復員ニ関スル經費 八億二千萬圓

終戦處理ニ要スル經費 五億圓

石炭價格調整補給金 三億二千五百萬圓

船舶運營會補助ニ要スル經費 一億五千萬圓

歸還輸送ニ要スル經費 二億七千八百萬圓

ノ六件デアリマシテ其ノ金額ハ合計 二十億三千三百萬圓
デアリマス、而シテ右ハ何レモ特別會ニ於テ豫算成立ニ至ル

近ノ所要額デアリマシテ施行豫算ノ範圍内ニ於テ支辨スル
コトノ出来ナイ經費デアルノデアリマス。

右ノ諸經費ノ内先ツ外地等職員ノ歸還ニ伴ヒ要スル經費
ハ終戦ニ伴ヒ朝鮮、台湾、樺太、関東州及南洋ヨリ帰還
スル職員ニ対シ未支給。又ハ帰還後ノ身分保留期間ノ俸
給、給料ヲ^等支給スルニ要スル經費デアリマス。而シテ之ガ經費ノ
ノ内譯々

- 朝鮮總督府關係職員分 四千三百四十一萬圓
- 台湾總督府關係職員分 四百七十七萬三千圓
- 樺太廳關係職員分 百萬圓
- 関東局關係職員分 三十一萬圓
- 南洋廳關係職員分 四十九萬七千圓
- ト相成ツテ居リマス。

次ニ復員ニ関スル經費デアリマスガ之ハ曩ニ別定セラレマシタ
昭和十一年勅令百二十號即諮詢ノ際即説明申ニゲマシタ
同様陸海軍軍人軍屬等ノ復員ニ伴ヒ必要トスル經費ニテ
リマシテ其ノ内容ハ内地ニ於ケル復員官衙ノ經費帰還軍人軍
屬等ニ対スル未支給俸給等ノ支拂、未帰還者ニ対スル俸給
等ノ留守宅渡、復員艦船ノ運搬、修理等ニ関スル經費デ
アリマス。而シテ其ノ区分ハ

- 第一復員省分 四億二千萬圓
- 第二復員省分 四億圓
- ト相成ツテ居リマス。

次ニ終戦処理ニ要スル經費ハ聯合國軍ノ内地進駐ニ因聯

シ支出ヲ要スル各種ノ經費デアリマシテ其ノ内容ハ聯合國軍ニ對スル物資勞務ノ提供、住居兵舎^等建設、聯合國軍ノ管理下ニ置カルル航空機工場等ノ管理及保全等ニ關シ要スル經費デアリマス。

次ニ石炭價格調整補結金デアリマスガ是亦暴露ニ制定セラレマシタ昭和二十一年勅令百九十九號^即諮詢ノ際^即説明申上ゲマシタ如ク石炭ニ關シ價格調整ノ措置ヲ講ジテ居リマスルニ伴ヒ石炭ノ取扱機關ニ對シ交付スルヲ要スル補結金デアリマシテ此ノ際引續キ補結金ヲ交付シ石炭ノ急速ナル生産ノ確保増強ヲ圖ルノ必要ガアルト考ヘルハス下リマス。

次ニ船舶運賃會補助ニ要スル經費ニ付テデアリマスガ同運賃會ハ復員輸送ノ外一般輸送ヲ一手ニ引受ケテ居リマスル外一般物價ノ騰貴、船員ノ結集改善等ニ伴ヒ同會ノ經費が相当増加致シテ居リマスル又面海上運賃ハ一般物價ニ對スル影響ニ顯ミ其ノ引上ガ困難デアリマスル爲相当多額ノ損失ヲ蒙ルニトテ余儀ナクセラレテ居リマス。從テ此ノ際之ガ損失ヲ國庫ヨリ補助シ同會ノ資金難ヲ緩和シ海上輸送ノ萬在ヲ期スル必要ガアルデアリマス。

次ニ歸還輸送ニ要スル經費ハ終戦ニ伴ヒ在外邦人ノ歸還輸送及朝鮮人、華人等ノ歸還輸送ニ要スル經費デアリマシテ船舶運賃會ニ支拂ハルルニデアリマス。

以上申述ベシタヤク右ノ諸経費ハ何レモ公共ノ守屋ヲ保
持スル爲緊急ノ需用ニ基リテアリマシテ此ノ際緊急ニ支出
ヲ要スルノデアリマスガ本年度豫算ハ前年度豫算ヲ施行
致シシメテ關係上ニテ支出シ得ル適當ノ款項ナク從テ其ノ部
ハ亦ニ予備金ヨリ支出スルコトシメシタガ尚其ノ残額ニ支出
ヲ要スル次オデアリマス。而シテニガ措置ニ付キマシテハ帝國
議會ノ協賛ヲ要スル次オデアリマスル此ノ際帝國議
會ノ開會ヲ俟ツコトヲ得テ不狀況ニ在リマス。此處ニ憲
法オ七十條オ一項ニ基キテ勅令ノ制定ヲ仰グ次オデ
アリマス。

尚右ノ諸経費ノ財源ハ本年度一級ノ歳入ヲ以テ支辨
スルコトト相成ルノデアリマスガ特別議會ノ開會遲延ニ伴ヒ
増税實施所期ノ遅延ヲ生スル等ノ關係上本年度当初ニ於
ケル歳入額ハ比較的僅少デアリマシテ事件経費等ニ支
辨ノ爲ニ差出リ相当巨額ノ歳入不足ヲ生スル狀況ニ在
リマス。從テ當額不足額ニ付キマシテハ別途仰認詢ヲ
仰ギマス昭和ニテ一年度ニ於ケル大蔵省証券及借入金ノ最
高額ニ關スル勅令ノ制定ヲ仰ギ大蔵省証券及借入金
ノ最高額ヲ増額致シマシテ之ニ對シテノ計畫デアリマス。
以テ理由ニ依リテ勅令ノ制定ノ仰認詢ヲ仰ギマシテ次オ
デアリマス。
何卒仰認議ヲ願ヒマス。

昭和二十一年度第一回緊急財政處分ニ依ル經費要求額調

事	項	金額	備考
外地等職員、歸還ニ 伴ハシテ之ノ經費		五〇〇〇〇〇〇〇	
地域事務処理費		九八四三〇〇〇	
俸給		一三〇七〇〇〇	
諸務		一〇〇〇〇〇	
事務		二九一〇〇〇〇	
退官退職賞與			
復員ニ関スル經費		八二〇〇〇〇〇〇	
復員諸費		四二〇〇〇〇〇〇	
寮		三三九七九四二	
内地復員官備費		三二七五〇七七八	
在外部隊諸費		五八四九六三八	
慰靈祭費		四〇〇〇〇〇〇〇	
寮			
復員局			
所要總額		一六四〇〇〇〇〇〇	
所要總額		三五四二七〇〇〇	
右五六月分所要額		一五〇〇〇〇〇〇	
内才ニテ備金支出額		一〇〇〇〇〇〇〇	
差引所要額		五〇〇〇〇〇〇〇	
所要總額		二〇〇〇〇〇〇〇	
右五六月分所要額		一四〇〇〇〇〇〇	
内才ニテ備金支出額		二〇〇〇〇〇〇〇	
差引所要額		四〇〇〇〇〇〇〇	

事項	金額	備考
職員其他諸給與 船艇修理費 船艇整備費 其 三 終戦処理要スル経費	二四三九三六〇〇 四六一四〇〇〇 八六九八七〇〇 二九三三六〇〇	右内六月分所要額 内中三月前在途額 是引受未額 在外部隊分も含 四〇〇〇〇〇〇
諸結與 施設諸費 施設費 其 報償費 他	五〇〇〇〇〇〇 四〇八四四〇〇〇 三三〇〇〇〇〇 六三〇〇〇〇〇 六〇〇〇〇〇	所要總額 右内六月分所要額 内中三月前在途額 是引受未額 在外部隊分も含 一六三三〇八五〇〇〇 一〇〇〇〇〇〇〇〇 三〇〇〇〇〇〇〇 三〇〇〇〇〇〇〇
四石炭價格調整補給金 價格調整補給金	三二五〇〇〇〇〇	所要總額 内中三月前在途額 是引受未額 在外部隊分も含 一三〇四六〇〇〇〇 六七九〇〇〇〇〇 三〇〇〇〇〇〇〇 三〇〇〇〇〇〇〇

五 船艇運管會補助要 スル経費 船艇運管會補助	一五〇〇〇〇〇〇	所要總額 右内六月分所要額 内中三月前在途額 是引受未額 在外部隊分も含 一五〇〇〇〇〇〇 五〇〇〇〇〇〇〇
六 帰還輸送要スル経費 帰還輸送費	二七六〇〇〇〇〇	所要總額 右内六月分所要額 内中三月前在途額 是引受未額 在外部隊分も含 二七六〇〇〇〇〇 一〇〇〇〇〇〇〇
計	二一三三〇〇〇〇	計 右内四月五月分所要額 二八〇〇〇〇〇〇